取引	経過日数	率（パーセント）
DVP取引（渡し方）	四日以下	零
	五日以上十五日以下	八
	十六日以上二十日以下	五十
	二十一日以上二十五日以下	七十五
	二十六日以上	百
DVP取引（受け方）	四日以下	零
	五日以上十五日以下	八
	十六日以上二十日以下	五十
	二十一日以上二十五日以下	七十五
	二十六日以上	百

三　その他の取引又は資産等　次の表に掲げる取引先の区分に応じ、同表に定める率

取引先	率（パーセント）
指定国 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零
適格格付を付与された金融機関等	一・二
適格格付を付与されていない金融機関等	五
適格格付を付与されたその他の法人等	六
適格格付を付与されていないその他の法人等 個人	二十五

（注1）　適格格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が適格格付以外の格付を付与されている場合を除き、適格格付を付与されたものとみなす。

（注2）　取引先の区分を行うことが困難な場合は、取引先の区分に応じて乗じる率を一律二十五パーセントとすることができる。

（注3）　次に掲げる者については、取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律百パーセントとする。

(1)　債務不履行宣言をした国、政府機関又は中央銀行

(2)　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者

(3)　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者

(4)　客観的に債務超過状態にあると認められた法人

（注4）　契約期間が十四日以内の異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション取引については、取引先の区分に応じて乗じる率を一律零パーセントとすることができる。

（注5）　清算機関等は、適格格付を付与された金融機関等とみなす。

4　第一項の規定にかかわらず、次の表に掲げる取引については、当該取引の区分及び同表に掲げる原契約期間の区分に応じ、同表に定める与信相当額に前項第三号に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

取引	原契約期間	与信相当額
外国為替関連取引	一年以下	想定元本の額の二・〇パーセント
	一年超二年以下	想定元本の額の五・〇パーセント
	二年超三年以下	想定元本の額の八・〇パーセント
	三年超四年以下	想定元本の額の十一・〇パーセント
	四年超五年以下	想定元本の額の十四・〇パーセント
	五年超追加一年ごと	想定元本の額の三・〇パーセントを加算
金利関連取引（現先取引及び債券等に係る貸借取引を除く。）	一年以下	想定元本の額の〇・五パーセント
	一年超二年以下	想定元本の額の一・〇パーセント
	二年超三年以下	想定元本の額の二・〇パーセント
	三年超四年以下	想定元本の額の三・〇パーセント
	四年超五年以下	想定元本の額の四・〇パーセント
	五年超追加一年ごと	想定元本の額の一・〇パーセントを加算
買戻条件付売買・貸借取引（貸付け）	すべての期間	取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額から預託を受けている担保金その他の資産の時価額を控除した額（正の値をとるものに限る。）
売戻条件付売買・貸借取引（借入れ）	すべての期間	預託している担保金その他の資産の時価額から取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額を控除した額（正の値をとるものに限る。）

5　第一項各号に掲げる額（信用取引に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び前項の規定により与信相当額を算出する場合において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているときは、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額）を当該与信相当額から控除することができる。

6　第六条第八項の規定は、前項の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。

7　異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引及び通貨先物取引並びに同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引及び有価証券に係る店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から六営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額（取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額）を取引先リスク相当額としなければならない。

8　適格格付が付与されていない有価証券の発行者又は適格格付と同等の会社格付（保険金支払能力格付を含む。）を付与されていない者（以下この項において「適格格付が付与されていない有価証券の発行者等」という。）との取引（信用取引を除く。）であって次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

一　適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）　取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額